

**参考②**

**認可基準等の具体的な項目（保育所）**

- ◎ 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例  
 本市で定める基準は，基本的には国基準（※）どおりとし，保育士配置基準など，一部独自基準を設けている。  
 ※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日 厚令63）

（\*表中の下線部分は本市独自基準）

項目 (条文番号は国府省令)		基準	備考
①最低基準の目的	第2条	・指定都市が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は，市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が，明るくて，衛生的な環境において，素養があり，かつ，適切な訓練を受けた職員の指導により，心身ともに健やかにして，社会に適應するように育成されることを保障するものとする。	
	第3条	・市長は，その監督に属する児童福祉施設に対し，最低基準を超えて，その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	
②最低基準の向上	第3条第2項	・指定都市は，最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	
	第4条第1項	・児童福祉施設は，最低基準を超えて，常に，その設備及び運営を向上させなければならない。	
③最低基準	第4条第2項	・最低基準を超えて，設備を有し，又は運営をしている児童福祉施設においては，最低基準を理由として，その設備又は運営を低下させてはならない。	
	第5条第1項	・児童福祉施設は，入所している者の人権に十分配慮するとともに，一人一人の人格を尊重して，その運営を行わなければならない。	
④一般原則	第5条第2項	・児童福祉施設は，地域社会との交流及び連携を図り，児童の保護者及び地域社会に対し，当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	
	第5条第3項	・児童福祉施設は，その運営の内容について，自ら評価を行い，その結果を公表するよう努めなければならない。	
	第5条第4項	・児童福祉施設には，法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	
	第5条第5項	・児童福祉施設の構造設備は，採光，換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。	

⑤ 非常災害	第6条第1項	・児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	
	第6条第2項	・前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。	
⑥ 職員の一般的要件及び知識及び技能の向上等	第7条	・児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	
	第7条の2第1項	・児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	
	第7条の2第2項	・児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	
⑦ 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第8条	・児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない(兼務できない)。	
⑧ 入所者を平等に取り扱う原則	第9条	・児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	
⑨ 虐待等の禁止	第9条の2	・児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
⑩ 懲戒に係る権限の濫用禁止	第9条の3	・児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	
⑪ 衛生管理等	第10条第1項	・児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	

	第10条第2項	・児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。				
	第10条第4項	・児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。				
⑫食事	第11条第1項	・児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第8条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。				
	第11条第2項	・児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。				
	第11条第3項	・食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。				
	第11条第4項	・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。				
	第11条第5項	・児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。				
⑬入所者及び職員の健康診断	第12条第1項	・児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。				
	第12条第2項	<p>・児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="600 1145 1744 1273"> <tr> <td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td> <td>入所した児童に対する入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断					
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					

	第12条第3項	・第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。	改正条文
	第12条第4項	・児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	
⑭ 内部の規程	第13条第2項	・保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 (7) 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 保育所の運営に関する重要事項	改正条文
⑮ 備える帳簿	第14条	・児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	
⑯ 秘密保持等	第14条の2第1項	・児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	
	第14条の2第2項	・児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	
⑰ 苦情への対応	第14条の3第1項	・児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	
	第14条の3第3項	・児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	

	第14条の3 第4項	児童福祉施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。							
⑩ 設備の 基準	第32条	<p>保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。ただし、乳児又は満2歳に満たない幼児で、ほふくをするものを入所させる保育所については、<u>ほふく室を設けなければならない。</u></p> <p>②乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65㎡以上であること。</p> <p>③ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>④乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑤満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第94条第2項において同じ。)、調理室及び便所を設けること。</p> <p>⑥保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>⑦保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑧乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第2条第9号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="674 1286 1675 1452"> <thead> <tr> <th data-bbox="674 1286 734 1369">階</th> <th data-bbox="734 1286 792 1369">区分</th> <th data-bbox="792 1286 1675 1369">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="674 1369 734 1452">2階</td> <td data-bbox="734 1369 792 1452">常用</td> <td data-bbox="792 1369 1675 1452"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内階段</li> <li>・屋外階段</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内階段</li> <li>・屋外階段</li> </ul>	一部本市独自 基準 改正条文
階	区分	施設又は設備							
2階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内階段</li> <li>・屋外階段</li> </ul>							

			避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段</li> <li>・待避上有効なバルコニー</li> <li>・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>・屋外階段</li> </ul>	
		3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内避難階段又は特別避難階段</li> <li>・屋外階段</li> </ul>	
			避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段</li> <li>・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>・屋外階段</li> </ul>	
		4階以上	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内避難階段又は特別避難階段</li> <li>・屋外避難階段</li> </ul>	
			避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段</li> <li>・耐火構造の屋外傾斜路</li> <li>・屋外避難階段</li> </ul>	

※ 常用及び避難用をそれぞれ一つずつ設けなければならない。

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

		ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	
⑱ 設備の基準の特例	第32条の2	<p>・次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>①幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>②当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>④幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>⑤食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	
⑳ 職員	第33条第項	・保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。	
	第33条第2項	・保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、 <u>満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上満5歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満5歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。</u> ただし、各保育所につき2人を下ることはできない。	本市独自基準
㉑ 保育時間	第34条	・保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。	
㉒ 保育の内容	第35条	・保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	

㊸ 保護者との連携	第36条	・保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	
㊹ 業務の質の評価	第36条の2第1項	・保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
	第36条の2第2項	・保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るように努めなければならない。	
㊺ 人権の擁護及び虐待の防止		・ <u>児童福祉施設は、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u>	本市独自基準
㊻ 暴力団の排除		・ <u>児童福祉施設の長及び児童福祉施設の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該園長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であってはならない。</u> ・ <u>児童福祉施設は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。</u>	本市独自基準
㊼ 地震に対する安全性の確保		・ <u>児童福祉施設は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。</u>	本市独自基準